

(仮称) 三種五城目風力発電事業環境影響評価準備書に対する知事意見

1 総括的事項

(1) 事業の実施に当たっては、工事施工業者等への指導に努め、環境保全措置の確実な履行を確保すること。

また、最新の知見や技術等を可能な範囲で導入することにより、一層の環境影響の低減に努めること。

加えて、供用開始後には、施設の故障等による環境への重大な影響が生じないように適切に保守点検及び維持管理を行うこと。

(2) 現段階で予測し得ない環境保全上の問題が工事中又は供用開始後に生じた場合は、調査を速やかに実施し、関係機関と協議の上で、適切な措置を講じること。

なお、工事中又は供用開始後に地域住民から苦情が発生した場合は、適切に対応すること。

(3) 現段階で採用する風力発電機が決定していないことから、評価書の作成に当たっては、採用する風力発電機を確定した上で、本準備書の環境影響評価結果に変更が生ずる場合には、その諸元等を用いて改めて予測及び評価を行うとともに、適切な環境保全措置を講ずること。

また、事業計画について、地域住民や地元自治体等（以下「地域住民等」という。）に広く周知するとともに、丁寧な説明を行い、事業に対する理解を得るよう努めること。

(4) 県内の一部地域では風力発電機の設置が原因と考えられる電波障害が発生した事例があることから、事業の実施に当たっては、地域住民の生活環境に十分配慮するとともに、影響が生じた場合は、関係法令等に従って適切に対応すること。

2 個別的事項

(1) 騒音

ア 本準備書では、建設機械の稼働に伴う騒音について、参考とした環境基準値を超過する地点があると予測していることから、適切に環境保全措置を実施することにより、建設機械の稼働に伴う騒音による影響を可能な限り低減するとともに、地域住民等に対しては、丁寧な説明を行い、理解を得るよう努めること。

イ 本準備書では、施設の稼働に伴う騒音レベルが、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（平成 29 年 5 月環境省）に基づく指針値を下回ると予測しているが、本事業は、陸上風力発電事業としては大型の 4,200kW 程度の風力発電機を多数の住居等が存在している静穏な地域の近隣に設置する計画であることから、施設の稼働に伴う騒音に含まれる振幅変調音や純音性成分等により、地域住民のわずらわしさ（アノイアンス）の程度が上がる可能性がある。

このため、施設の稼働に伴う騒音について、計画している環境監視を適切に実施するほか、施設設置後の振幅変調音等の程度を明らかにすること等により生活環境への影響の把握に努めること。

（2）風車の影

本準備書では、実際の気象条件に加え、遮蔽物を考慮した場合、全ての予測地点で、参考としたガイドラインの指針値を下回ると予測しているが、対象事業実施区域（以下「実施区域」という。）周辺の住居等において風車の影による影響が生じる可能性があることから、当該地域住民に対しては、丁寧に説明を行い、理解を得るよう努めること。

（3）水質

本準備書では、風力発電機の組立ヤードの造成や工事用道路の拡幅等工事（以下「造成等工事」という。）により、樹木の伐採を伴った約 25.4ha もの土地を改変する計画としていることから、多量の濁水の発生が懸念される。

このため、造成等工事の実施による改変面積を可能な限り最小化するとともに、沈砂池を適正に設計、設置及び維持管理することにより、水の濁りによる影響を可能な限り回避し、又は低減すること。

また、予測条件を上回る時間降水量が記録されていることから、評価書の作成に当たっては、最新の気象データを用いるなどし、近年増加傾向にある局地的な大雨を考慮した予測条件に見直すとともに、改変面積の最小化に伴う沈砂池の設計や維持管理方法に係る検討内容を評価書に記載すること。

(4) 動物及び生態系

実施区域及びその周辺は、クマタカやミサゴをはじめとする複数種の希少猛禽類の高頻度な飛翔及び多数の営巣地のほか、これら希少猛禽類の繁殖が確認されていることから、希少猛禽類の生息地として非常に重要な地域と捉えられる。また、風力発電機の設置予定位置がクマタカの営巣地に近接している。加えて、実施区域には、高密度に生息している複数種の希少猛禽類の行動圏の境界が存在している可能性が考えられる。

こうした状況を踏まえると、本事業の実施により、バードストライクや営巣放棄等の発生が危惧され、計画している環境保全措置では、これら希少猛禽類の生息及び繁殖等への重大な影響を回避できない可能性が高い。

このため、本事業の実施による希少猛禽類への重大な影響を回避するよう、風力発電機の基数の削減や配置の変更等の環境保全措置を再検討し、その内容を評価書に記載すること。これが困難である場合には、本事業の中止を含めた抜本的な見直しを行うこと。

(5) 植物

ア 緑化工事について、現段階で工法等の工事内容が決定していないことから、実施に当たっては、専門家等の意見を聴きながら、適切な種や工法等を検討し、実施区域及びその周辺の植物への影響を回避し、又は低減すること。

イ アオスズランの移植について、専門家等の意見を踏まえた適切な移植先や移植方法を検討し、慎重に実施すること。

(6) 廃棄物等

ア 本準備書では、造成等工事に伴い発生する木くず（伐採木）の量が 17,245t と予測しており、有用材として売却するなど、全量を有効利用する計画としているが、その根拠が明確ではないことから、評価書においては、実施区域周辺で実現できる具体的な利用方法（利用場所、処理方法、利用量等）を可能な限り明確に記載すること。

イ 本準備書では、造成等工事により発生する 463,461m³もの残土を実施区域内に約 5.0ha の土捨場を設けて処理する計画としているが、これによる周辺への環境影響が懸念されることから、評価書においては、改変面積及び残土の発生量が可能な限り少なくなるよう工事計画を見直し、土捨場の可否を再検討するとともに、その過程を詳細に記載すること。それでもなお土捨場を設けなければならない場合は、関係法令を遵守した上で、周辺への環境影響を可能な限り回避し、又は低減すること。